

令和元年度第1回鎌ヶ谷市学区審議会次第

日時 令和2年1月21日（火）13時30分から

場所 鎌ヶ谷市役所6階 第1、第2委員会室

議 題

1 会長の選出

2 副会長の選出

3 報告事項

（1）児童生徒数、学級数の現状及び今後の推移について

（2）市内の開発行為等の状況について

（3）学校選択制について

（4）鎌ヶ谷小学校の通学区域変更後の状況等について

令和元年度 第1回学区審議会 会議資料

目次

- P 1 令和元年度及び令和2年度の児童生徒数及び学級数
- P 2 市内の開発行為等一覧
- P 3 新築分譲住宅が児童生徒数に与える影響【事例】
- P 4～6 鎌ヶ谷小学校の通学区域変更までの経緯
- P 7～9 通学区域変更地域図
- P 10 鎌ヶ谷市立小学校及び中学校の通学区域について
- P 11～12 通学区域の変更に伴う移行措置について
- P 13～16 学区変更に伴う通学路の安全対策
- P 17 地域別学齢児童数
- P 18 鎌ヶ谷小学校 普通教室使用数の推移
- 別添1 通学区域の弾力的運用による学校選択制の概要
- 別添2 鎌ヶ谷市こども付き添い活動実施方針

令和元年度及び令和2年度の児童生徒数及び学級数

小学校	令和元年度 (令和元年5月1日現在)											令和2年度見込み											増減	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	知的	情緒	言語	普通合計	全校計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	知的	情緒	言語	普通合計	全校計		全校計
鎌ヶ谷小	人数	156	168	204	183	169	186	11	11		1066	1088	142	157	163	205	184	163	12	10		1014	1036	-52
	標準	5	5	6	5	5	5	2	2		31	35	5	4	5	6	5	5	2	2		30	34	-1
	弾力		5	6	5	5	5				31	35		5	5	6	5	5				31	35	0
東部小	人数	91	99	103	83	111	103	9	3		590	602	106	92	99	103	84	110	10	4		594	608	6
	標準	3	3	3	3	3	3	2	1		18	21	4	3	3	3	3	3	2	1		19	22	1
	弾力		3	3	3	3	3				18	21		3	3	3	3	3				19	22	1
南部小	人数	32	36	38	41	47	39	4	5		233	242	29	31	38	37	40	46	2	4		221	227	-15
	標準	1	1	1	2	2	1	1	1		8	10	1	1	1	1	1	2	1	1		7	9	-1
	弾力		2	2	2	2	2				11	13		1	2	1	2	2				9	11	-2
北部小	人数	55	52	60	51	58	51	1	10		327	338	60	56	52	59	52	58	1	9		337	347	9
	標準	2	2	2	2	2	2	1	2		12	15	2	2	2	2	2	2	1	2		12	15	0
	弾力		2	2	2	2	2				12	15		2	2	2	2	2				12	15	0
西部小	人数	86	84	104	96	94	79	12	4		543	559	86	85	82	105	95	95	11	6		548	565	6
	標準	3	3	3	3	3	2	2	1		17	20	3	3	3	3	3	3	2	1		18	21	1
	弾力		3	3	3	3	3				18	21		3	3	3	3	3				18	21	0
中部小	人数	124	105	115	144	137	127	6	5	11	752	774	125	123	106	116	144	138	4	3	9	752	768	-6
	標準	4	3	3	4	4	4	1	1	2	22	26	4	4	3	3	4	4	1	1	2	22	26	0
	弾力		3	4	4	4	4				19	27		4	4	4	4	4				20	28	1
初喜小	人数	72	92	91	97	84	102	6	2	15	538	561	83	71	88	88	97	83	6	5	13	510	534	-27
	標準	3	3	3	3	3	3	1	1	2	18	22	3	2	3	3	3	3	1	1	2	17	21	-1
	弾力		3	3	3	3	3				15	22		3	3	3	3	3				15	22	0
道野辺小	人数	122	124	107	118	115	109	5	5	2	695	707	130	122	128	107	120	115	4	4		722	730	23
	標準	4	4	3	3	3	3	1	1	1	20	23	4	4	4	3	3	3	1	1		21	23	0
	弾力		4	4	4	4	3				23	26		4	4	3	4	4				23	25	-1
五本松小	人数	102	97	118	110	119	103	4	3		649	656	121	99	97	117	110	118	4	3	6	662	675	19
	標準	3	3	3	3	3	3	1	1		18	20	4	3	3	3	3	3	1	1	1	19	22	2
	弾力		3	4	3	4	3				17	22		3	3	4	3	4				21	24	2
合計	人数	840	857	940	923	934	899	58	48	28	5393	5527	882	836	853	937	926	926	54	48	28	5360	5490	-37
	標準	28	27	27	28	28	26	12	11	5	164	192	30	26	27	27	27	28	12	11	5	165	193	1
	弾力		28	31	29	30	28				174	202		28	29	29	29	30				175	203	1

中学校	令和元年度 (令和元年5月1日現在)								令和2年度見込み								増減
	1年	2年	3年	知的	情緒	普通合計	全校計	1年	2年	3年	知的	情緒	普通合計	全校計	全校計		
鎌ヶ谷中	人数	174	170	213	6	14	557	577	195	173	169	5	15	557	557	-20	
	標準	5	5	6	1	2	16	19	5	5	5	1	2	18	18	-1	
	弾力	5	5	6			16	19	6	5	5			16	19	0	
第二中	人数	181	210	216	11	4	622	622	205	180	209	9	5	608	608	-14	
	標準	5	6	6	2	1	20	20	6	5	6	2	1	20	20	0	
	弾力	6	6	6			18	21	6	5	6			17	20	-1	
第三中	人数	154	166	134	8	4	466	466	134	153	168	9	4	468	468	2	
	標準	4	5	4	1	1	15	15	4	4	5	2	1	16	16	1	
	弾力	5	5	4			14	16	4	5	5			14	17	1	
第四中	人数	175	152	123	6		450	456	127	176	151	5	3	462	462	6	
	標準	5	4	4	1		13	14	4	5	4	1	1	13	15	1	
	弾力	5	4	4			13	14	4	5	4			13	15	1	
第五中	人数	180	178	169	4		527	531	180	182	180	4	1	547	547	16	
	標準	5	5	5	1		15	16	5	5	5	1	1	15	17	1	
	弾力	6	5	5			16	17	6	5	5			16	18	1	
合計	人数	864	876	855	35	22	2595	2652	841	864	877	32	28	2582	2642	-10	
	標準	24	25	25	6	4	74	84	24	24	25	7	6	73	86	2	
	弾力	27	25	25			77	87	26	25	25			76	89	2	

	令和元年	令和2年	増減
小学校	5527	5490	-37
中学校	2652	2642	-10
合計	8179	8132	-47

	令和元年	令和2年	増減
小学校	202	203	1
中学校	87	89	2
合計	289	292	3

市内の開発行為等一覧（平成31年4月～令和元年12月）

No.	該当学区	場 所	建築物の用途	計画戸数	申請日	備考
1	南部小・第四中	東道野辺一丁目164番1、2、165番1、171番3	共同住宅	27戸	31.4.23	
2	鎌ヶ谷小・鎌ヶ谷中	道野辺中央一丁目963番1、8、964番23	共同住宅	74戸	R1.5.21	うちファミリー向け61戸 R3.3完成・入居
3	初富小・第五中	東鎌ヶ谷二丁目705番3の一部、706番1、3、4	戸建専用住宅	46戸	R1.6.5	
4	道野辺小・第二中	鎌ヶ谷九丁目364-1、2、3、5、6、9、10、14、39、40、41、42	専用住宅	28戸	R1.6.14	
5	西部小・第三中	初富字二本松140番1の一部、3、147番10、11	専用住宅	8戸	R1.6.25	
6	鎌ヶ谷小・鎌ヶ谷中	北中沢一丁目1423番16の一部、1453番15の一部、17	共同住宅	12戸	R1.8.7	うちファミリー向け6戸
7	北部小・第三中	中佐津間一丁目79番2、87番、88番、89番2	専用住宅	10戸	R1.9.3	
8	道野辺小・第二中	鎌ヶ谷九丁目364番1、2、3、5、6、9、10、14、39、40、41、42	専用住宅	28棟	R1.9.6	
9	中部小・第四中	北中沢2-1402-125、137	共同住宅	1戸	R1.9.13	
10	初富小・第五中	東鎌ヶ谷二丁目659番	専用住宅	14戸	R1.9.20	
11	道野辺小・第二中	東道野辺二丁目856番の一部	長屋2棟	20戸	R1.9.25	
12	道野辺小・第二中	南鎌ヶ谷四丁目194-11、212-7、8、37、213-4、6、7、8、9、10、11	住宅	18戸	R1.9.30	
13	道野辺小・第二中	東道野辺四丁目522番6、27、523番1、34の各一部	一戸建て	49戸	R1.10.24	
14	鎌ヶ谷小・鎌ヶ谷中	東中沢二丁目479番21	専用住宅	9区画	R1.11.6	
15	道野辺小・第二中	東道野辺五丁目471-18、19、26、27、36	戸建分譲	14区画	R1.11.28	
16	道野辺小・第二中	南鎌ヶ谷四丁目194番11、212番7、8、37、213番4、6、7、8、9、10、11	住宅	18棟	R1.12.2	
17	道野辺小・第二中	鎌ヶ谷九丁目364番1、2、3、5、6、9、10、14、39、40、41、42	専用住宅	28棟	R1.12.9	

新築分譲住宅が児童生徒数に与える影響【事例】

年齢		学年	学齢児童生徒数の推移		
			入居開始年度	2年度目	3年度目
14～15	中3			3	
13～14	中2		3		
12～13	中1	3			
合計(生徒数)		3	3	3	
11～12	小6			1	
10～11	小5		1		
9～10	小4	1		1	
8～9	小3		1		
7～8	小2	1			
6～7	小1			3	
合計(児童数)		2	2	5	
5～6	年長		3	1	
4～5	年中	3	1	3	
3～4	年少	1	3	3	
2～3	2歳児クラス	3	3	6	
1～2	1歳児クラス	3	6	10	
0～1	0歳児クラス	6	10	9	
出生前～0	—	10	9	8	
—	夫婦のみ	17	8		
合計(就学前児童数)		43	43	40	
該当世帯数合計(入居時点)		35	0	0	
世帯数合計(入居時点)		76	1	0	
該当世帯数/総戸数		43%	0%	0%	
該当世帯数合計(累計)		35	35	35	
世帯数合計(累計)		76	77	77	
該当世帯数/総戸数		43%	43%	43%	

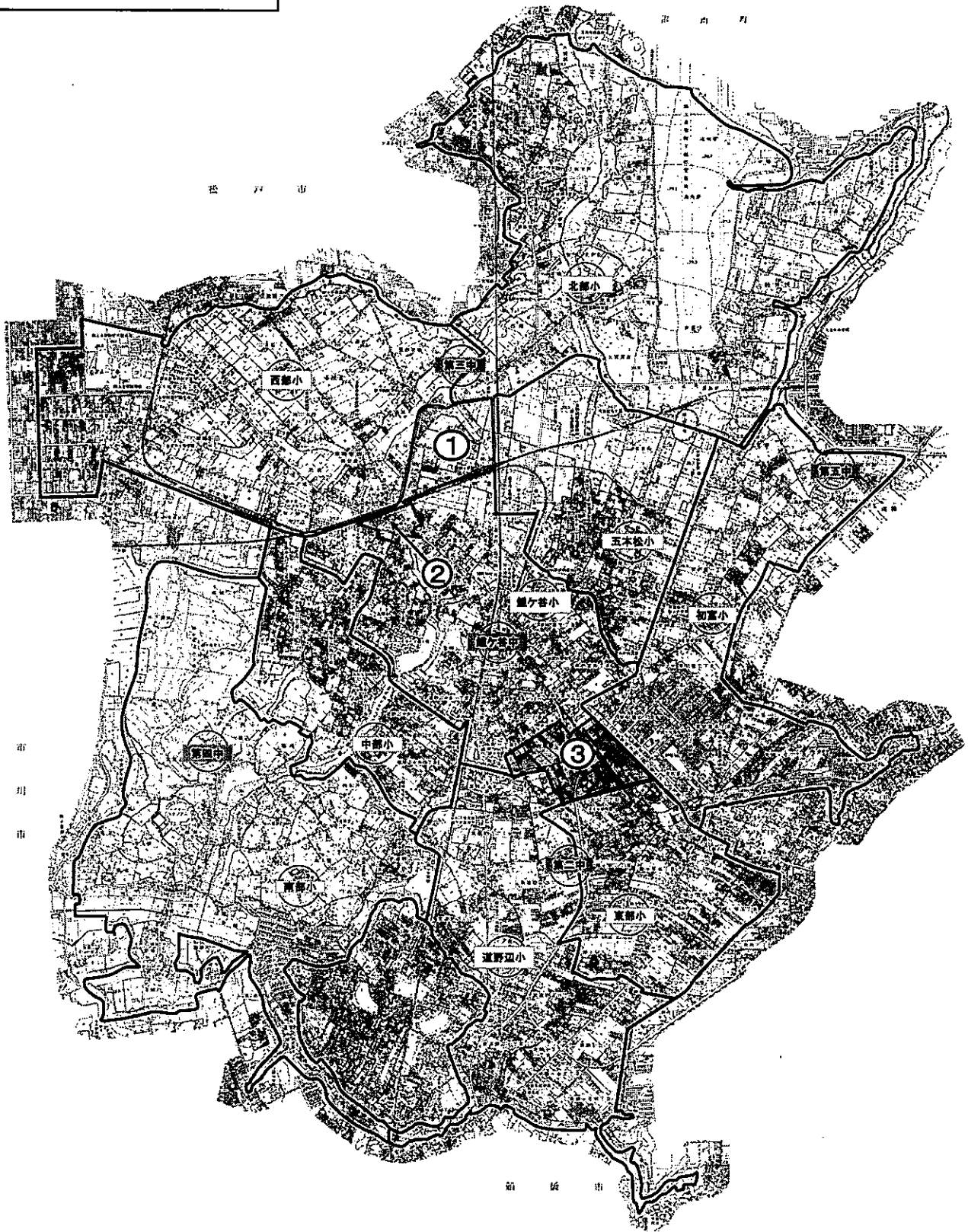
鎌ケ谷小学校の通学区域変更までの経緯

実施日	主な内容	
H26.8.5	平成26年度第1回鎌ケ谷市学区審議会	鎌ケ谷小学校の状況（将来的に教室不足が生じる可能性が出てきた）等について事務局より報告
H27.2.5	鎌ケ谷市教育委員会教育長から鎌ケ谷市学区審議会会長へ「鎌ケ谷小学校の学級増への対応策について」諮問	
H27.2.6	平成26年度第2回鎌ケ谷市学区審議会	鎌ケ谷小学校の今後の見通しについて、学級増への対応策について協議
H27.7.29	平成27年度第1回鎌ケ谷市学区審議会	鎌ケ谷小学校の現状と今後の見通し、学級増への対応策について協議
H27.10.22	平成27年度第2回鎌ケ谷市学区審議会	学級増の対応策について協議
H27.12.21	平成27年度第3回鎌ケ谷市学区審議会	学級増の対応策について協議
H28.2.26	平成27年度第4回鎌ケ谷市学区審議会	「鎌ケ谷小学校の学級増への対応策について」答申書の作成
H28.3.29	鎌ケ谷市学区審議会会長から教育委員会教育長へ「鎌ケ谷小学校の学級増への対応策について」答申	
H28.7.6	鎌ケ谷市教育委員会教育長から鎌ケ谷市学区審議会会長へ「鎌ケ谷小学校の学級増への対応策としての通学区域の見直し及び指定校変更の運用の見直しについて」諮問	
H28.7.8	平成28年度第1回鎌ケ谷市学区審議会	通学区域の見直しについて、指定校変更の運用の見直しについて協議し、見直しの概要を確認
H28.7.28	「鎌ケ谷小学校の学級増に伴う通学区域の見直しについて」の審議概要を市長へ報告	起案書にて報告
H28.8.9	政策調整会議	通学区域見直しの概要について
H28.8.15	政策会議	通学区域見直しの概要について

実施日	主な内容	
H28.8.19	関係小中学校長との意見交換	鎌ケ谷小・東部小・西部小・鎌ケ谷中・第二中・第三中の校長との意見交換
H28.8.25	市政報告会	通学区域見直しの概要について
H28.10.16	<p>保護者説明会</p> <p>対象：鎌ケ谷小学校在籍児童の保護者 該当地域に居住の未就学児童の保護者</p>	<p>通学区域の見直しの概要について説明</p> <p>通学路の安全確保や子どもたちのコミュニティに対する配慮等について要望あり</p> <p>参加：39世帯</p>
H28.10.31	<p>関係団体代表者説明会</p> <p>対象：自連協会長・関係自治会長・民生委員児童委員関係地区代表・幼稚園連絡協議会会長・私立保育園代表</p>	<p>通学区域見直しの概要について説明</p> <p>特別な対応が必要な児童への配慮について要望あり</p>
H28.11.25	平成28年度第2回鎌ケ谷市学区審議会	通学区域の見直しについて協議
H28.12.20	平成28年度第3回鎌ケ谷市学区審議会	通学区域の見直しについて、指定校変更の運用の見直しについて協議
H29.1.20	平成28年度第4回鎌ケ谷市学区審議会	「鎌ケ谷小学校の学級増への対応策としての通学区域の見直し及び指定校変更の運用の見直しについて」答申書の作成
H29.1.23	鎌ケ谷市学区審議会会長から教育委員会教育長へ「鎌ケ谷小学校の学級増への対応策としての通学区域の見直し及び指定校変更の運用の見直しについて」答申	
H29.2.26	<p>保護者説明会</p> <p>対象：鎌ケ谷小学校在籍児童の保護者 該当地域に居住の未就学児童の保護者</p>	<p>鎌ケ谷小学校在籍児童の保護者及び該当地域居住の未就学児童の保護者を対象に通学区域変更について説明</p> <p>参加：10世帯</p> <p>特に意見・要望等なし</p>

実施日	主な内容	
H29.3.13	関係団体関係者宛て説明資料送付 対象：自連協会長・関係自治会長・ 民生委員児童委員関係地区代表・ 幼稚園連絡協議会会長・ 私立保育園代表	通学区域変更に係る説明書類送付
H29.3.22	教育委員会 3 月定例会	「鎌ケ谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」原案可決
H29.3.30	臨時校長会議において、市内小中学校長へ通学区域変更について説明	
H29.3.31	市議会へ報告	文書にて報告
H29.5.23	鎌ケ谷小学校在籍児童保護者宛て移行措置についてのお知らせ	学校経由で在籍児童の保護者に文書配布
H29.6.1	広報かまがや及び市ホームページ掲載	通学区域の変更についてのお知らせ

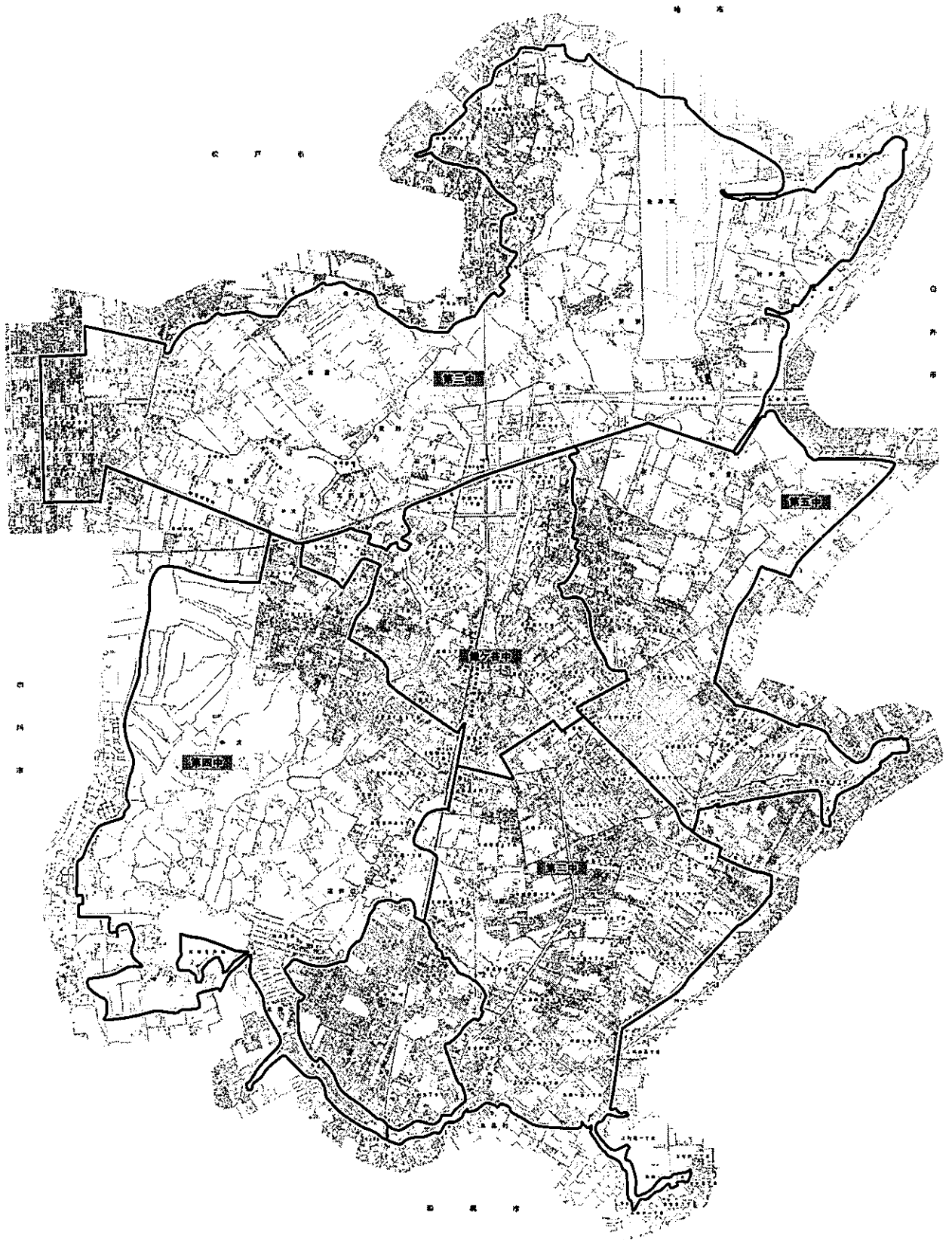
通学区域変更地域図



市内小学校区地図



市内中学校区地図



鎌ヶ谷市立小学校及び中学校の通学区域について (平成29年7月1日から適用)

※(一部)と書かれた区域の詳細と学校選択についてはお問い合わせください。

学校教育課学務保健室 047-445-1501

学校名	通学区域
鎌ヶ谷市立 鎌ヶ谷小学校	右京塚1番、中沢1556番地、東中沢一丁目3～4番、東中沢二丁目1番1～24号、東中沢二丁目2～24番、北中沢一丁目2～13番、初富377～378番地、初富929番地(一部)、初富本町一丁目、初富本町二丁目1～21番、南初富二丁目1番19～45号、南初富三丁目18～22番、南初富四～六丁目、中央一丁目1～8番、中央一丁目19～20番、中央二丁目1～2番、中央二丁目3番(一部)、富岡一丁目1～9番、富岡一丁目10番1～18号、富岡二丁目、富岡三丁目1～30番、道野辺本町一丁目、道野辺中央一丁目、新鎌ヶ谷一丁目1～13番、新鎌ヶ谷二丁目1～6番、新鎌ヶ谷三丁目1～2番
鎌ヶ谷市立 東部小学校	鎌ヶ谷一～六丁目、鎌ヶ谷七丁目1～9番、鎌ヶ谷八丁目、鎌ヶ谷九丁目2～6番、鎌ヶ谷九丁目9～12番、右京塚2～15番、丸山一～二丁目、丸山三丁目1～2番、丸山三丁目3番1～27号、丸山三丁目3番59号、丸山三丁目16～18番
鎌ヶ谷市立 南部小学校	西道野辺、馬込沢、道野辺1～68番地、道野辺118～128番地、道野辺185～228番地、道野辺370番地、道野辺38番地、道野辺393番地、道野辺1026～1078番地、道野辺中央五丁目8～14番、東道野辺一丁目4～13番、中沢1～772番地、中沢774番地、中沢776～780番地、中沢789～794番地、中沢796～1223番地、中沢1341～1386番地、中沢新町
鎌ヶ谷市立 北部小学校	中佐津間、西佐津間、南佐津間、軽井沢、栗野41～425番地、栗野539～844番地、佐津間2番地、佐津間222～356番地、佐津間468～1298番地
鎌ヶ谷市立 西部小学校	くぬぎ山、串崎新田、中沢1437～1447番地、東中沢一丁目1～2番、東中沢二丁目1番25～58号、北中沢一丁目1番、北中沢一丁目14～18番、初富9～326番地、初富354～376番地、初富925～927番地、初富928番地(一部)、初富929番地(一部)、初富931番地、初富1390～1391番地、北初富、栗野426～538番地、佐津間1299～1389番地、新鎌ヶ谷一丁目14～23番
鎌ヶ谷市立 中部小学校	道野辺中央二～四丁目、道野辺中央五丁目1～2番、道野辺中央五丁目3番28～32号、道野辺中央五丁目4番11～36号、道野辺中央五丁目5～7番、中沢1263～1294番地、中沢1297～1340番地、中沢1392～1394番地、東中沢一丁目5～15番、東中沢三～四丁目、北中沢二～三丁目、初富本町二丁目22番、富岡一丁目10番19～20号
鎌ヶ谷市立 初富小学校	東鎌ヶ谷、東初富、初富715～730番地、初富800～857番地
鎌ヶ谷市立 道野辺小学校	南鎌ヶ谷、鎌ヶ谷七丁目10～15番、鎌ヶ谷九丁目1番、鎌ヶ谷九丁目7～8番、鎌ヶ谷九丁目13～17番、丸山三丁目3番28～58号、丸山三丁目4～15番、道野辺本町二丁目、道野辺中央五丁目3番3～5号、道野辺中央五丁目4番1～5号、東道野辺一丁目1～3番、東道野辺二～七丁目
鎌ヶ谷市立 五本松小学校	初富858～866番地、初富919番地、初富921～924番地、初富928番地(一部)、南初富一丁目、南初富二丁目1番1～18号、南初富二丁目2～18番、南初富三丁目1～17番、中央一丁目13～18番、中央二丁目3番(一部)、中央二丁目4～23番、栗野28～40番地、新鎌ヶ谷二丁目7～21番、新鎌ヶ谷三丁目3～22番、新鎌ヶ谷四丁目
鎌ヶ谷市立 鎌ヶ谷中学校	右京塚1番、中央、道野辺本町一丁目、中沢1556番地、東中沢一丁目3～4番、東中沢二丁目1番1～24号、東中沢二丁目2～24番、北中沢一丁目2～13番、初富377～378番地、初富929番地(一部)、初富本町一丁目、初富本町二丁目1～21番、南初富二丁目1番19～45号、南初富三丁目18～22番、南初富四～六丁目、富岡一丁目1～9番、富岡一丁目10番1～18号、富岡二丁目、富岡三丁目1～30番、栗野28番地、道野辺中央一丁目、新鎌ヶ谷一丁目1～13番、新鎌ヶ谷二丁目1～9番、新鎌ヶ谷二丁目12番(一部)、新鎌ヶ谷三丁目1～14番、新鎌ヶ谷四丁目1番、新鎌ヶ谷四丁目3番、新鎌ヶ谷四丁目6番(一部)
鎌ヶ谷市立 第二中学校	鎌ヶ谷、南鎌ヶ谷、右京塚2～15番、丸山、道野辺本町二丁目、道野辺中央五丁目3番3～5号、道野辺中央五丁目4番1～5号、東道野辺一丁目1～3番、東道野辺二～七丁目
鎌ヶ谷市立 第三中学校	くぬぎ山、串崎新田、佐津間、中佐津間、西佐津間、南佐津間、軽井沢、中沢1437～1447番地、東中沢一丁目1～2番、東中沢二丁目1番25～58号、北中沢一丁目1番、北中沢一丁目14～18番、初富9～326番地、初富354～376番地、初富925～927番地、初富928番地、初富929番地(一部)、初富931番地、初富1390～1391番地、北初富、栗野29～844番地、新鎌ヶ谷一丁目14～23番、新鎌ヶ谷二丁目10～11番、新鎌ヶ谷二丁目12番(一部)、新鎌ヶ谷二丁目13～21番、新鎌ヶ谷四丁目2番、新鎌ヶ谷四丁目4～5番、新鎌ヶ谷四丁目6番(一部)、新鎌ヶ谷四丁目7～15番
鎌ヶ谷市立 第四中学校	西道野辺、馬込沢、道野辺1～68番地、道野辺118～128番地、道野辺185～228番地、道野辺370番地、道野辺38番地、道野辺393番地、道野辺1021～1022番地、道野辺1026～1078番地、道野辺中央二～四丁目、道野辺中央五丁目1～2番、道野辺中央五丁目3番28～32号、道野辺中央五丁目4番11～36号、道野辺中央五丁目5～14番、東道野辺一丁目4～13番、中沢1～772番地、中沢774番地、中沢776～780番地、中沢789～794番地、中沢796～1394番地、東中沢一丁目5～15番、東中沢三～四丁目、北中沢二～三丁目、初富本町二丁目22番、富岡一丁目10番19～20号、中沢新町
鎌ヶ谷市立 第五中学校	東鎌ヶ谷、東初富、初富715～730番地、初富800～866番地、初富919番地、初富921番地(一部)、初富922番地、初富924番地(一部)、南初富一丁目、南初富二丁目1番1～18号、南初富二丁目2～18番、南初富三丁目1～17番、新鎌ヶ谷三丁目15～22番

平成29年5月23日

対象保護者の皆様

鎌ヶ谷市教育委員会

通学区域の変更に伴う移行措置について

このことについて、鎌ヶ谷小学校の児童数増加に伴う、教室の不足を防ぐために、平成29年7月1日に、鎌ヶ谷小学校を中心とした通学区域を一部変更いたします。

これに伴い、通学区域変更前に変更地域に居住している学齢児童生徒の方を対象に、裏面のような移行措置を実施いたしますので、お知らせいたします。

1. 通学区域の変更地域と変更後の指定校

①初富927・928・929（北総線より北側・東武野田線より西側）

新鎌ヶ谷一丁目14番～23番

【鎌ヶ谷小・第三中 ⇒ 西部小・第三中】

②東中沢一丁目1番・2番

東中沢二丁目1番25号～58号

北中沢一丁目1番

北初富1番～4番

【鎌ヶ谷小・鎌ヶ谷中 ⇒ 西部小・第三中】

③右京塚2番～15番

丸山一丁目1番～10番

丸山二丁目1番～6番

丸山三丁目1番・2番・3番1号～27号・59号

【鎌ヶ谷小・鎌ヶ谷中 ⇒ 東部小・第二中】

裏面もご覧ください

2. 通学区域の変更に伴う移行措置について

通学区域変更後、下の表のとおり通学区域の変更に伴う移行措置を実施します。

※この取り扱いは、学校選択制とは別の取り扱いとなります。

【通学区域変更後】平成29年7月1日以降

対象	移行措置	手続き
<p><u>通学区域変更前に変更地域に居住し、鎌ヶ谷小学校・鎌ヶ谷中学校に在籍している児童生徒</u></p>	<p>引き続き卒業まで鎌ヶ谷小学校・鎌ヶ谷中学校に在籍できる</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">手続きは必要ありません</p>
<p><u>通学区域変更後に入学する児童で、入学時に、兄弟が通学区域変更に伴う移行措置の取り扱いにより鎌ヶ谷小学校・鎌ヶ谷中学校に在籍している児童生徒</u></p>	<p>兄弟枠として鎌ヶ谷小学校・鎌ヶ谷中学校に入学し、卒業まで在籍できる (手続き必要)</p>	<p>小学校入学予定者 就学時健康診断のお知らせとあわせて、手続きについてのお手紙をお送りしますので、それ以降に手続きしてください。</p> <p>中学校入学予定者 入学通知書とあわせて、手続きについてのお手紙をお送りしますので、それ以降に手続きしてください。</p> <p>学務保健室の窓口に、「通学区域変更に伴う移行措置による指定校変更申請」(様式2)を提出してください。</p>
<p>通学区域変更に伴う移行措置の取り扱いにより鎌ヶ谷小学校に在籍している児童 ※ただし、もともと第三中学校区である①の地域を除く</p>	<p>鎌ヶ谷中学校に入学できる (手続き必要)</p>	<p>入学通知書とあわせて、手続きについてのお手紙をお送りしますので、それ以降に手続きしてください。</p> <p>学務保健室窓口に、通学区域変更に伴う移行措置による指定校変更申請」(様式3)を提出してください。</p>

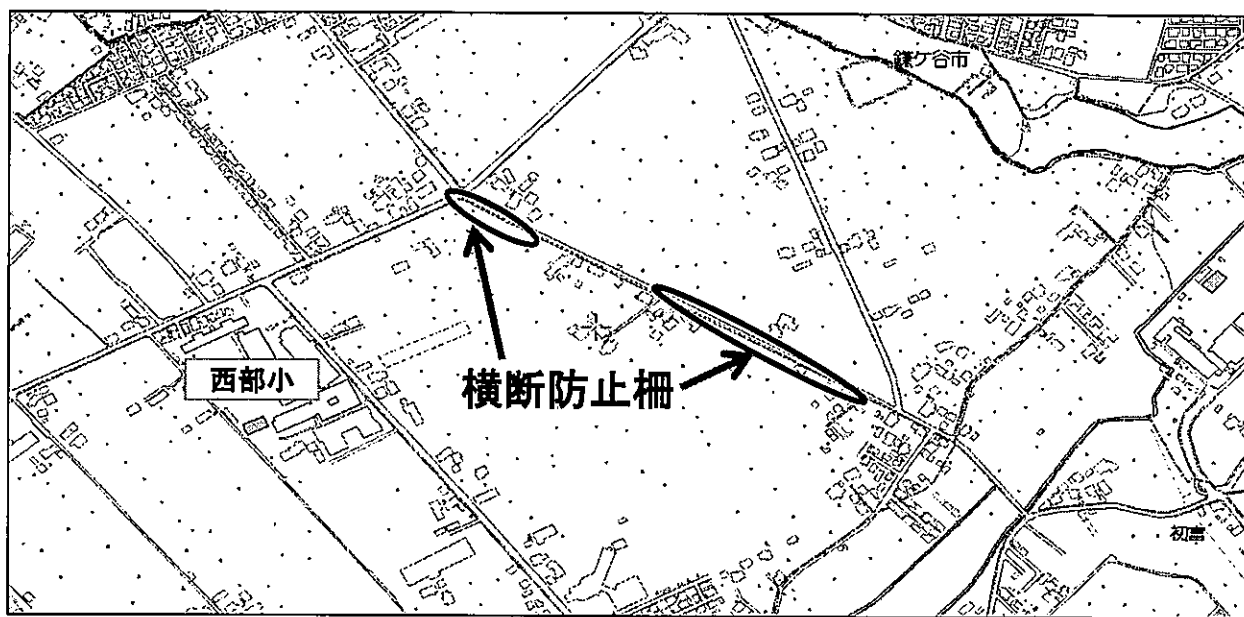
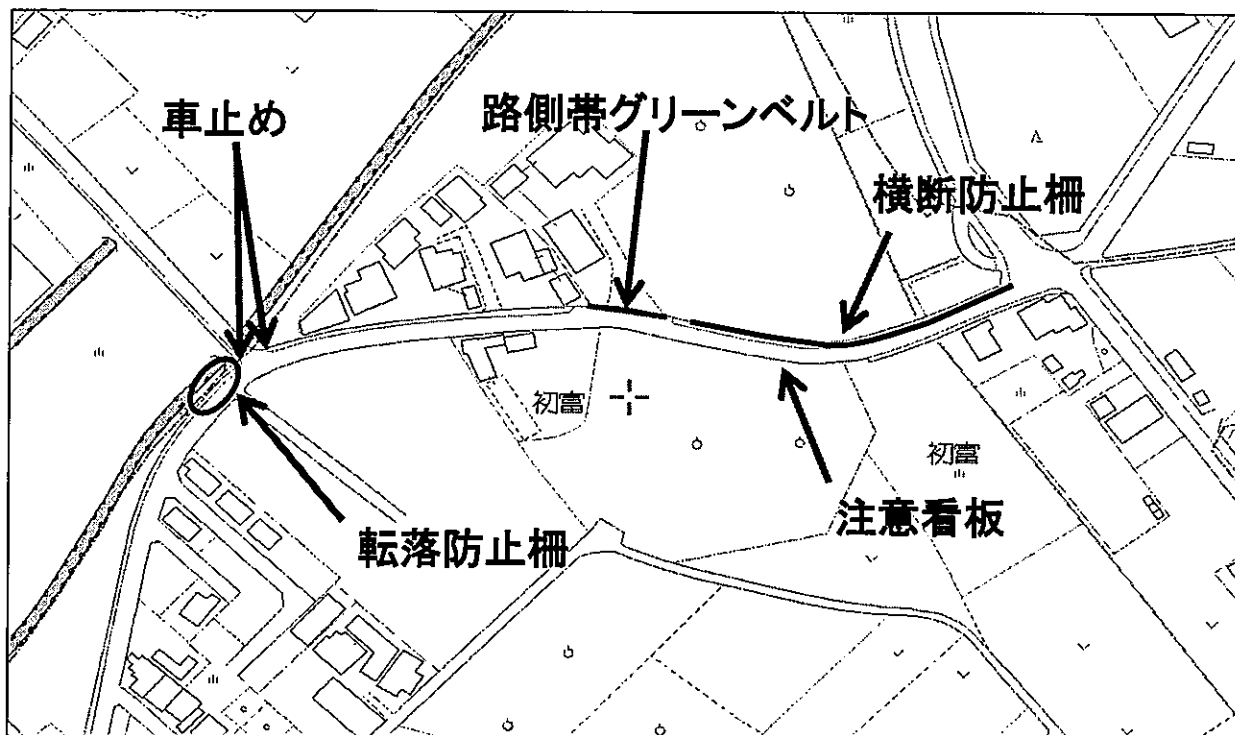
※手続きに必要な用紙は、学校教育課 学務保健室にあります。

【お問い合わせ・担当窓口】 鎌ヶ谷市教育委員会 学校教育課 学務保健室
電話：047-445-1501 (直通)

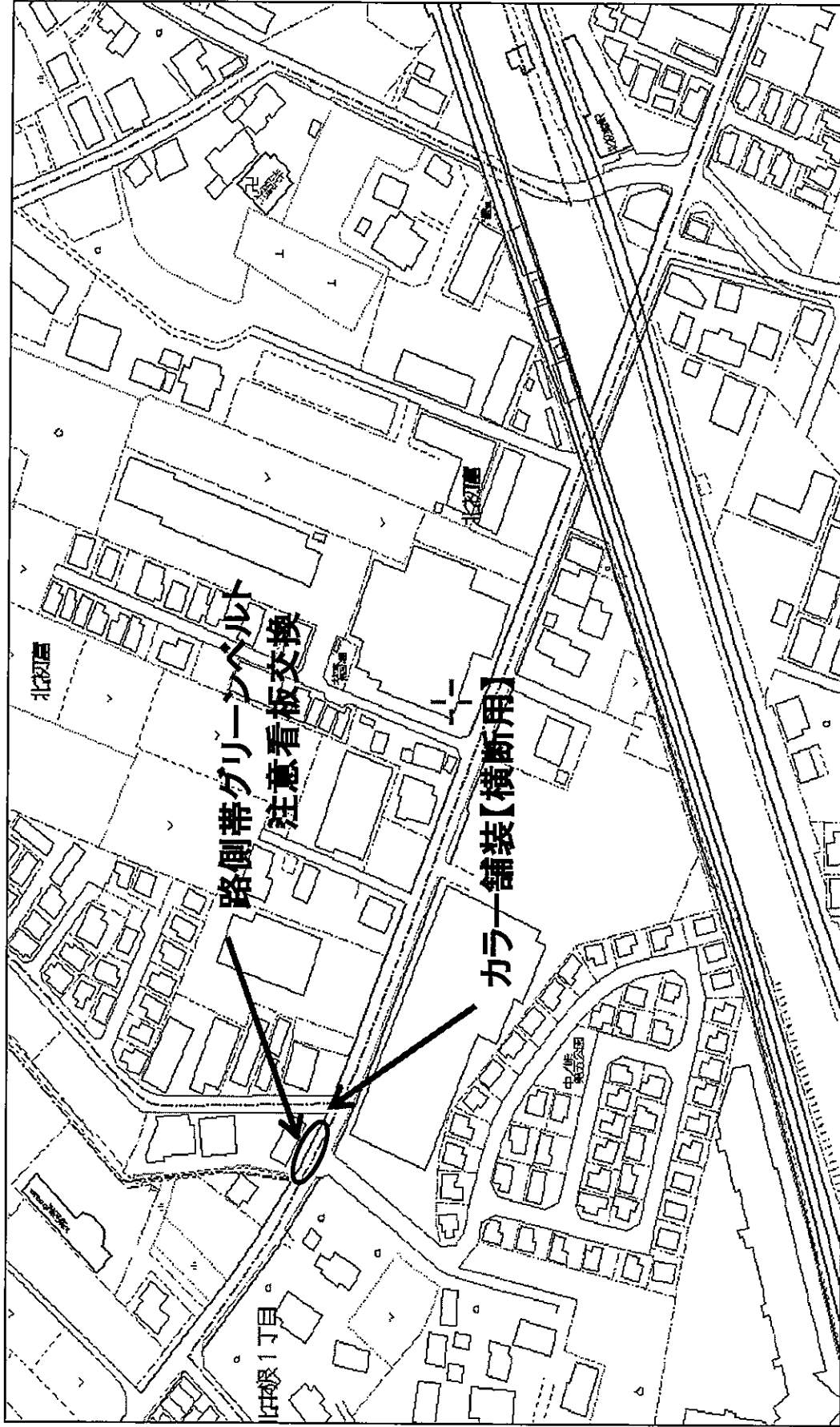
学区変更に伴う通学路の安全対策

変更地域	工事内容
①	転落防止柵、車止め、路側帯グリーンベルト、注意看板、横断防止柵
②	路側帯グリーンベルト、注意看板、カラー舗装
③	カラー舗装、ドット線補修、車止め、注意看板

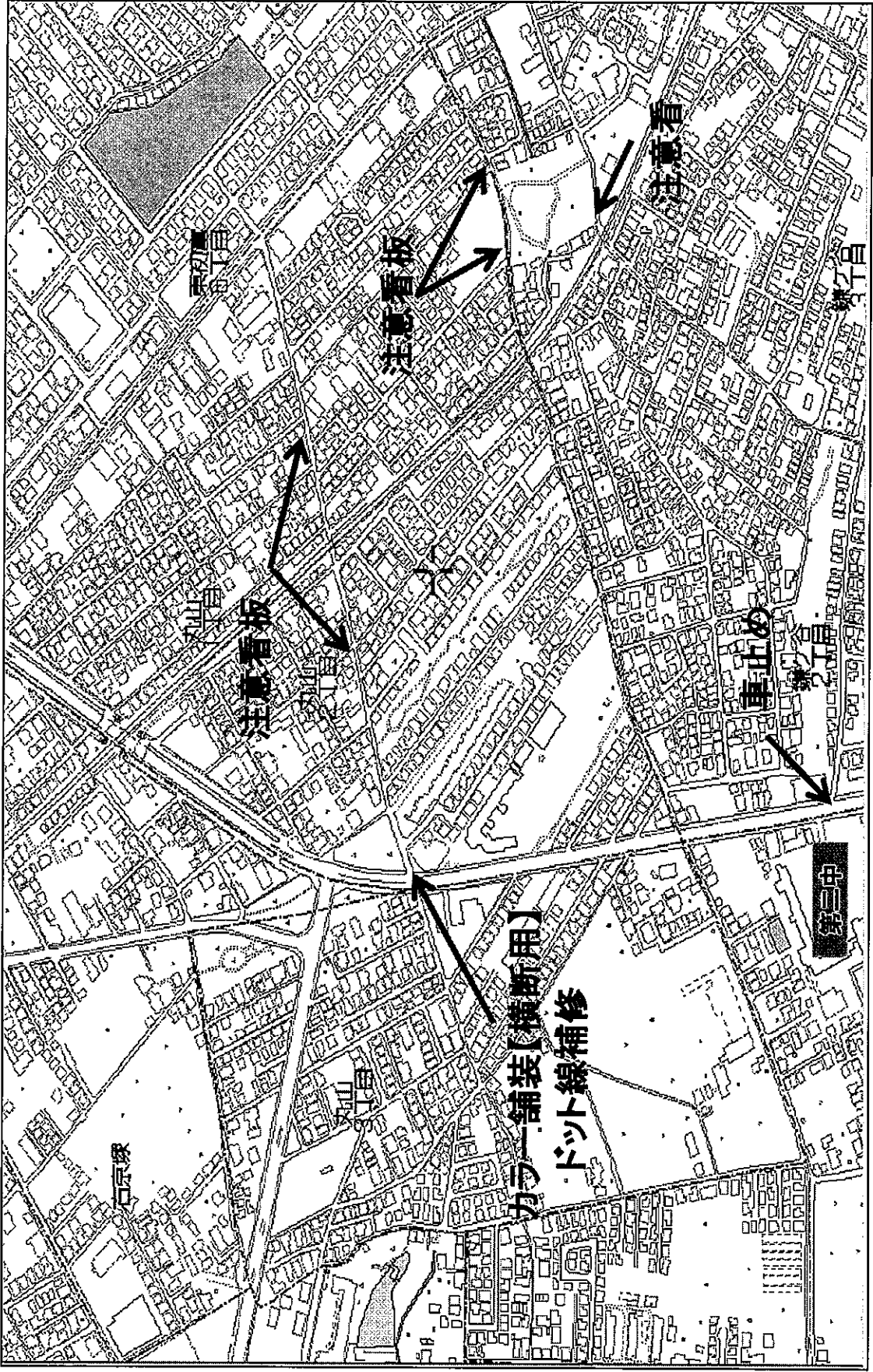
変更地域①の通学路安全対策箇所図



変更地域②の通学路安全対策箇所図



変更地域③の通学路安全対策箇所図



地域別学齢児童数

合計数

	30年度 入学	R元年度 入学	R2年度 入学	R3年度 入学	R4年度 入学	R5年度 入学	R6年度 入学	R7年度 入学
① 録小→西小								
初富927・928・929	0	6	2	2	4	3	3	2
新鎌ヶ谷一丁目14番～23番	3	3	6	9	2	3	3	6
計	3	9	8	11	6	6	6	8

	30年度 入学	R元年度 入学	R2年度 入学	R3年度 入学	R4年度 入学	R5年度 入学	R6年度 入学	R7年度 入学
② 録小→西小								
東中沢一丁目1番・2番	0	3	0	3	3	5	5	9
東中沢二丁目1番25号～58号	1	1	0	0	0	0	0	0
北中沢一丁目1番	0	0	0	0	0	0	0	0
北初富1番～4番	0	0	2	0	0	0	0	0
計	1	4	2	3	3	5	5	9

	30年度 入学	R元年度 入学	R2年度 入学	R3年度 入学	R4年度 入学	R5年度 入学	R6年度 入学	R7年度 入学
③ 録小→東小								
右京塚2番～15番	3	2	5	1	4	2	2	7
丸山一丁目1番～10番	0	1	1	2	0	2	2	2
丸山二丁目1番～6番	7	4	3	6	9	4	4	4
丸山三丁目1番・2番・ 3番1号～27号・59号	2	1	1	0	2	0	0	4
計	12	8	10	9	15	8	8	17

上記を受けて、各入学年度児童見込数より増減する数

	30年度 入学	R元年度 入学	R2年度 入学	R3年度 入学	R4年度 入学	R5年度 入学	R6年度 入学	R7年度 入学
鎌ヶ谷小学校	-15	-22	-19	-22	-23	-20	-20	-30
東部小学校	12	8	10	9	15	8	8	17
西部小学校	4	13	10	14	9	11	11	17
計	16	21	20	23	24	19	19	34

住民基本台帳に基づく人数

兄弟姉妹関係(※)

	30年度 入学	R元年度 入学	R2年度 入学	R3年度 入学	R4年度 入学	R5年度 入学	R6年度 入学	R7年度 入学
0	6	2	2	4	3	2	2	
5	7	8	11	5	3	6	6	
5	13	10	13	9	6	8	8	

	30年度 入学	R元年度 入学	R2年度 入学	R3年度 入学	R4年度 入学	R5年度 入学	R6年度 入学	R7年度 入学
0	3	1	3	3	6	10	9	
1	1	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	
2	0	2	0	0	0	0	0	
3	4	3	3	3	6	10	9	

	30年度 入学	R元年度 入学	R2年度 入学	R3年度 入学	R4年度 入学	R5年度 入学	R6年度 入学	R7年度 入学
5	2	7	3	5	3	3	7	
1	2	1	3	0	2	3	2	
7	4	3	7	9	5	3	4	
3	1	2	0	2	0	2	4	
16	9	13	13	16	10	11	17	

生年月日

	30年度 入学	R元年度 入学	R2年度 入学	R3年度 入学	R4年度 入学	R5年度 入学	R6年度 入学	R7年度 入学
H23.4.2	~	H24.4.1						
H24.4.2	~	H25.4.1						
H25.4.2	~	H26.4.1						
H26.4.2	~	H27.4.1						
H27.4.2	~	H28.4.1						
H28.4.2	~	H29.4.1						
H29.4.2	~	H30.4.1						
H30.4.2	~	H31.4.1						

※兄・姉が移行措置により録小に在籍しており、かつ、入学後に在籍が重複するケース

鎌ヶ谷小学校 普通教室使用数の推移(住基-学校選択△20人)

R1.5.1現在

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	言(通級)	合計	効果
H30年度		5	7	6	5	5	5	4	1	38	
R元年度	変更なし	178	183	204	183	169	186	22		1125	37人減 2学級減
		6	6	6	5	5	5	4	1	38	
	変更あり	156	168	204	183	169	186	22		1088	
		5	5	6	5	5	5	4	1	36	

普通教室数:37
(最大39)

R2年度	変更なし	176	178	183	204	183	169	17		1110	56人減 3学級減
		6	6	6	6	5	5	4	1	39	
	変更あり	157	156	168	204	183	169	17		1054	
		5	5	5	6	5	5	4	1	36	
R3年度	変更なし	196	176	178	183	204	183	15		1135	78人減 3学級減
		6	6	6	5	6	5	4	1	39	
	変更あり	174	157	156	168	204	183	15		1057	
		5	5	5	5	6	5	4	1	36	
R4年度	変更なし	187	196	176	178	183	204	9		1133	101人減 3学級減
		6	6	6	5	5	6	4	1	39	
	変更あり	164	174	157	156	168	204	9		1032	
		5	5	5	5	5	6	4	1	36	
R5年度	変更なし	163	187	196	176	178	183	6		1089	121人減 2学級減
		5	6	6	5	5	5	4	1	37	
	変更あり	143	164	174	157	156	168	6		968	
		5	5	5	5	5	5	4	1	35	
R6年度	変更なし	142	163	187	196	176	178	3		1045	126人減 3学級減
		5	5	6	6	5	5	4	1	37	
	変更あり	122	143	164	174	157	156	3		919	
		4	5	5	5	5	5	4	1	34	
R7年度	変更なし	203	142	163	187	196	176	—		1067	134人減 3学級減
		6	5	5	5	6	5	4	1	37	
	変更あり	173	122	143	164	174	157	—		933	
		5	4	5	5	5	5	4	1	34	

(令和2年4月新1年生用)

通学区域の弾力的運用による

学校選択制の概要



鎌ヶ谷市教育委員会
生涯学習部 学校教育課

☆学校選択制とは

入学する学校を住所に基づく通学区域だけで決めるのではなく、保護者や児童生徒が学ばせたい、学びたい学校を選ぶことができる入学時だけに認められている制度です。

☆制度のねらい

学校を自らの意思で選択し、積極的に学校と関わりを持つことにより保護者と学校が一体となって、よりよい学校づくりをさらに一步押し進めることができるものと考えます。

☆制度の概要

(1)選択できる対象者

令和元年10月31日時点で鎌ヶ谷市に住民登録があり、令和2年4月に小中学校に入学する新1年生の児童生徒が対象です。

(2)入学する学校の申し出

申請時点でお住まいの通学区域外の学校に入学を希望する場合のみ、選択の申し出の手続きが必要となります。また、小学校入学時に学校選択制を利用して現在の学校に通学している方も、中学校入学時に通学区域外の学校を希望する場合は、新たに手続きが必要となります。

通学区域内の学校に入学を希望する場合は、特に手続きの必要はありません。

(3)学校選択の範囲

鎌ヶ谷小学校・五本松小学校・鎌ヶ谷中学校を除く、市内の小中学校を対象とします。

令和2年度の学校選択制の受け入れ枠は、各学校1クラス相当分とします。

なお、受け入れ枠の範囲を超えて申し出があった場合は、抽選により決定します。

※ 通学方法は、学校が定めた基準に従っていただきます。

(4)入学すべき学校の指定

ア 選択の申し出数が受け入れ枠の範囲内であった場合は、選択の申し出の学校を指定します。

イ 選択の申し出数が受け入れ枠の範囲を超えた場合は、抽選の結果により指定します。

ウ 選択を希望しない場合及び上記イの抽選にもれた場合は、通学区域による学校を指定します。

上記ア、イ、ウのいずれの場合も、令和2年1月末日までに「入学通知書」により入学すべき学校を指定して教育委員会からお知らせします。

(5)学校自由参観

希望する学校を選択する場合は、学校の状況をご自身で確認いただけるよう学校自由参観を実施します。

なお、今年度は、10月1日(火)から7日(月)を予定していますが、行事等により変更する場合がありますので、事前に学校(担当:教頭)にお問い合わせのうえ、時間等をご確認下さい。

学 校 名	電話(047)	学 校 名	電話(047)
鎌ヶ谷小学校	442-1105	道野辺小学校	445-5041
東 部 小学校	443-2070	五本松小学校	445-2366
南 部 小学校	443-5148	鎌ヶ谷中学校	444-0456
北 部 小学校	443-2410	第 二 中学校	444-6751
西 部 小学校	443-6621	第 三 中学校	443-3473
中 部 小学校	443-0029	第 四 中学校	444-2185
初 富 小学校	445-2321	第 五 中学校	443-3410

※ 鎌ヶ谷小学校・五本松小学校・鎌ヶ谷中学校については学校選択をすることはできませんが、学校自由参観はできます。

(6)申し出期間

令和元年10月15日(火)から令和元年10月31日(木)までの土・日を除く平日17時15分まで(時間厳守)

(注1)申し出期間以外に学校選択制の手続きはできませんので、ご注意ください。

(注2)上記申し出期間以降に市内転居や市外から転入等をされた方で、学校選択をご希望される方は、下記お問い合わせ先までご相談ください。

(7)その他

学校選択制により入学した兄・姉が令和2年4月時点で在籍する学校へ入学を希望する場合には、この学校選択制の手続きとは別の手続きが必要です。

学校選択制と同様、上記申し出期間に手続きを行いますので、該当する方は印鑑をご持参のうえ、教育委員会へお越しください。

住所に基づく通学区域について、平成29年7月1日より一部学区を変更いたしましたので、今一度ご確認ください。

変更となる通学区域については鎌ヶ谷市のホームページでご確認いただくか、下記連絡先までお問い合わせください。

※鎌ヶ谷市ホームページ>子育て・教育>教育>小学校・中学校>鎌ヶ谷市立小学校及び中学校の通学区域について

<お問い合わせ先>

鎌ヶ谷市教育委員会 生涯学習部 学校教育課 学務保健室
電話 047-445-1501 (直通)

「学校選択制」手続きの流れ

令和2年4月入学の小中学校新1年生

学校自由参観 10月1日(火)~7日(月)

学校選択をしない場合

学校選択をする場合

<希望申し出の受付期間>

10月15日(火)~10月31日(木)(土・日除く平日17時15分まで)
※ご印鑑を持参の上、学校教育課学務保健室にお越し下さい。
※この期間以外での受付はできません。(時間厳守)

受け入れ枠を超える場合

受け入れ枠の範囲内の場合

抽選を行います
抽選通知 11月5日(火)頃
抽選日 11月16日(土)
※時間と場所は通知書に記載。

<不承認通知>

<承認通知>

居住地の学区に合わせて学校指定

申し出に基づく学校指定

入学通知 1月末
入学説明会 2月頃(各学校で独自開催)

入学式 4月

(令和元年12月作成)

鎌ヶ谷市子ども付き添い活動 実施方針

お問い合わせ

鎌ヶ谷市教育委員会 学校教育課学務保健室

TEL : 047-445-1501



はじめに

鎌ヶ谷市では、平成29年7月1日に実施した通学区域変更に伴い、登下校時の防犯対策として平成31年度4月より登下校中の児童の付き添い活動を実施しています。

実施方針は下記のとおりです。

実施地域

初富927、928、929 / 新鎌ヶ谷一丁目14番～23番

▶ 平成29年7月1日に通学区域が変更された地域のうち、学齢児童が少なく、主に低学年のみで登下校している地域について実施いたします。

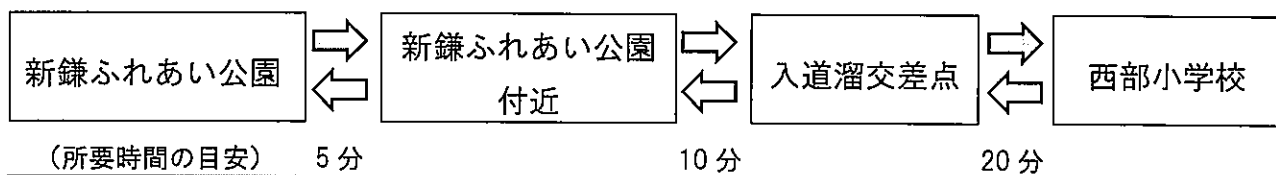
実施期間

平成31年4月1日～平成34年3月31日（3年間）

実施方法

- ・ 原則、低学年児童を対象とし、登校時は集合場所から学校まで、下校時は学校から解散場所まで大人が付き添います（集合場所と解散場所は同じ場所です）。
- ・ 付き添い活動のご利用は任意です（申込み不要）。出欠の確認はいたしません。出発時刻になったら出発しますので、ご利用の際は決められた時刻までにお近くの集合場所にお集まりください。
- ・ 付き添いは、通学路を利用する児童7名まで大人1名を目安といたします。

ルート（集合（解散）場所および出発時刻は別紙地図をご参照ください）



※ 下校時の集合は下校時刻の10分後です。下校時刻については西部小学校から配布される年間予定表をご確認ください。

委託業者（予定）

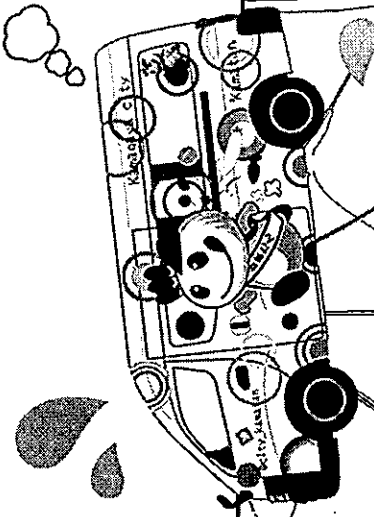
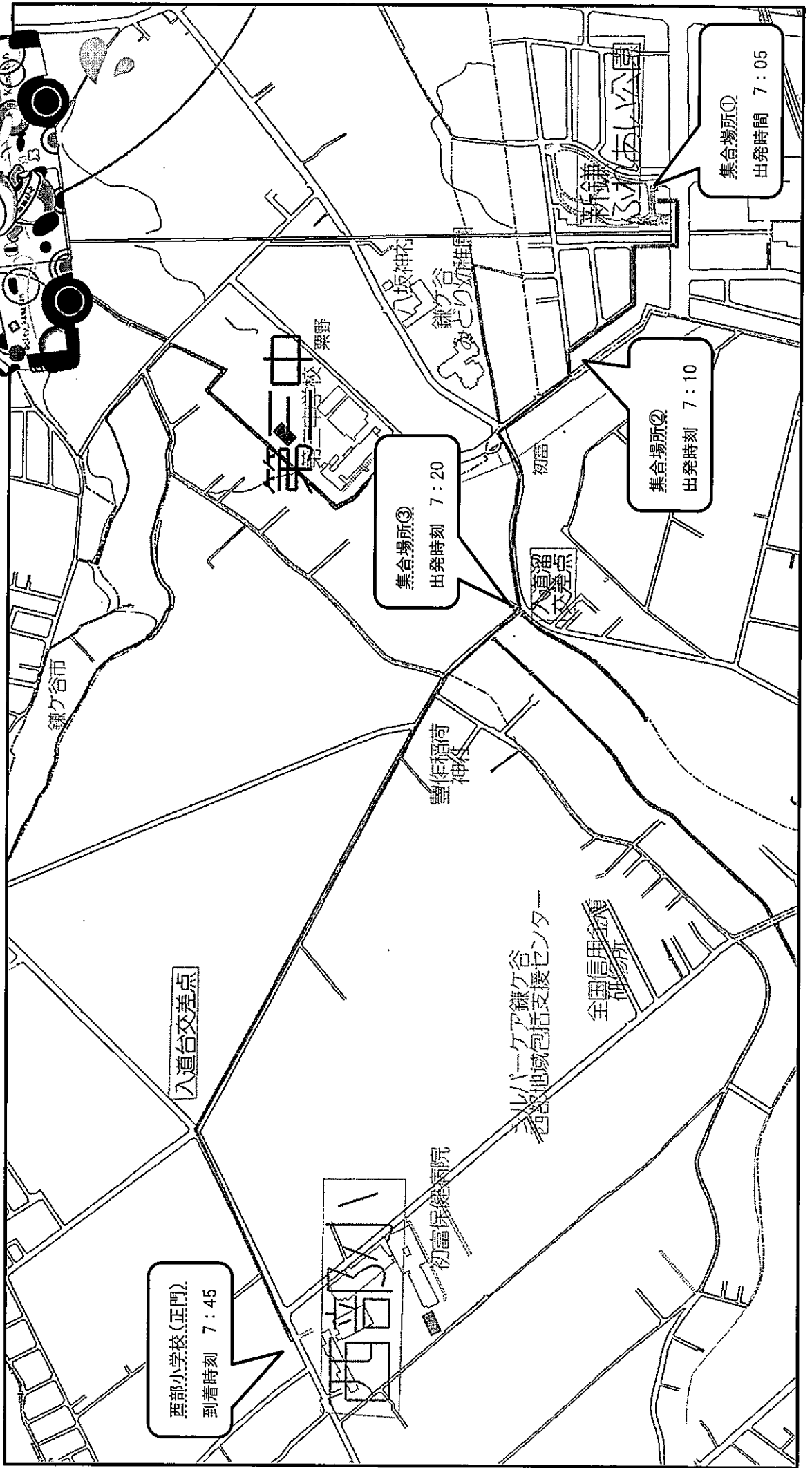
公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー人材センター

保護者の皆様へのお願い

付き添い活動は、児童の登下校中の防犯を目的とするものです。登下校中に発生した災害の責任を負うものではありませんので、あらかじめご了承ください。また、ご利用にあたってはお子様が自分の力で安全に登下校できることが前提となります。登下校時の安全指導等については事前にご家庭で行っていただくよう、ご協力をお願いいたします。

鎌ヶ谷市子ども付き添い活動（地図）

- ※ 集合場所と解散場所は同じ場所です。
- ※ 下記の「出発時刻」は登校時のものです。下校時の集合は下校時刻の10分後になります。
- ※ 所要時間の目安は別添「実施方針」をご参照ください。



集合（解散）場所はこんなところ

安全な登下校のために、ご入学前にお子様と通学路を歩いていただくなど、事前のご指導にご協力をお願いいたします。

① 新鎌ふれあい公園（出発 7:05）

公園入口のから矢印方向にあるベンチ付近にお集まりください。



② 新鎌ふれあい公園付近（出発 7:10）

階段から5件目のお宅の前にある電柱付近にお集まりください。



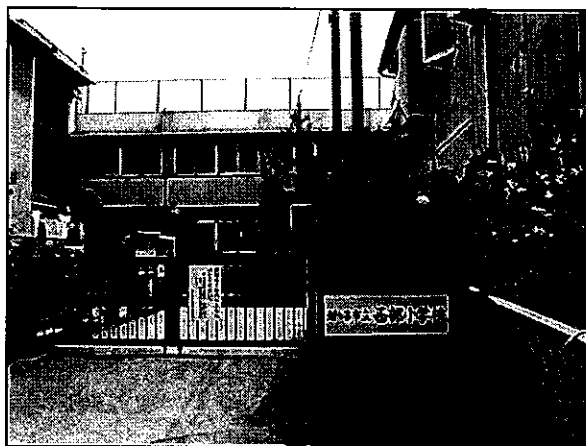
③ 入道溜交差点（出発 7:20）

第三中学校側の歩道にお集まりください。



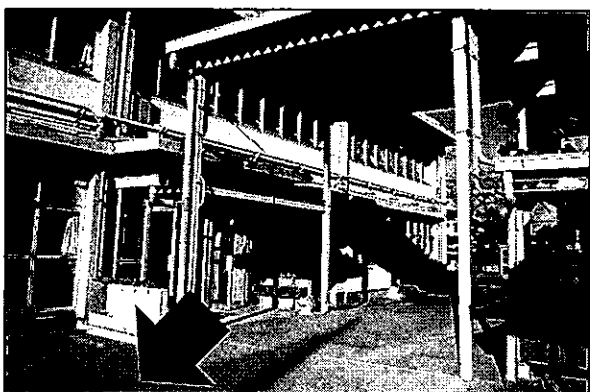
④-1 西部小学校（登校時）

7:40頃に正門到着予定です。



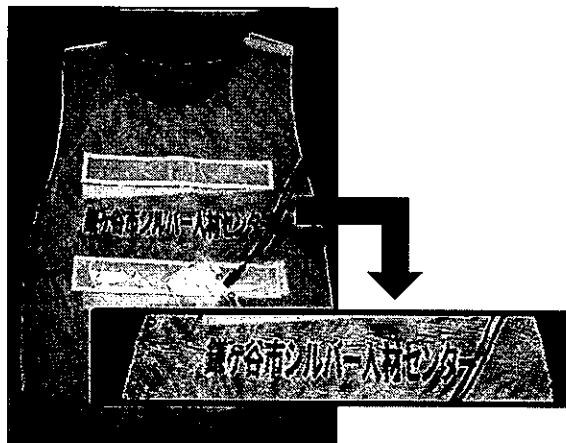
④-2 西部小学校（下校時）

下校時刻の10分後に1年生の昇降口付近にお集まりください（車の出入りがありますので、校庭側に集合してください）。



付き添いの方について

付き添いの際はベストと名札（「付き添い活動中」と記載）を着用しています。





ここが知りたい！付き添い活動（Q&A）



Q. 大人が“付き添う”とはどういうことですか？	A. 登下校時の防犯対策として、子どもが登下校する後ろを大人が歩いていくことです。
Q. 付き添いの大人は何をしてくれますか？	A. 付き添い活動は、児童の登下校中の防犯を目的とするものです。最低限の声掛けは行いますが、安全指導や誘導を行うものではありません。
Q. 付き添いの大人はどのような人ですか？	A. 鎌ヶ谷市教育委員会に委託された業者の会員が付き添います。付き添いの際はベストおよび名札を着用いたします。
Q. 子ども1人で歩かせることに不安がある場合にも利用できますか？（荷物を持って歩けない、周りに合わせて歩けない など）	A. ご利用にあたっては、お子様が自分の力で判断し、安全に登下校できることが前提となります。ご家庭で通学路を歩いていただくなど、事前のご指導をお願いいたします。
Q. 年度の途中からでも利用できますか？	A. できます。ご利用は任意ですので、出発時刻までにお集まりください。
Q. 学年が上がっても利用できますか？	A. できます。下校時の出発時刻は下校時刻の10分後としています。学年で下校時刻が異なる場合は、回数を分けて実施いたします。
Q. 集合（解散）時間や場所は変更できますか？	A. 安全確保のため、時間や場所について個別の対応は行っておりません。
Q. 悪天候などで登下校の時間が変更になった場合にも実施はありますか？	A. 通常の登下校の時間が変更になった場合の実施はありません。保護者の方のご判断で安全に登下校いただくよう、お願いいたします。
Q. 土曜参観や運動会の日にも実施はありますか？	A. ありません。実施は平日のみです。
Q. 体調不良や習い事、放課後児童クラブ等で付き添い活動を利用しない場合の連絡は必要ですか？	A. 必要ありません。ご利用は任意ですので、出発時刻までにお集まりください。
Q. 実施期間の延長はありますか？	A. 現時点では、現在低学年のお子様が高学年になるまでの期間を想定しておりますが、終了時の状況により、検討することも考えております。
Q. 保護者も参加できますか？	A. できます。お申込みは必要ありませんので、ご参加の際は出発時刻までにお集まりください。

付き添い活動にご協力をお願いいたします！

子ども達の安全で安心な環境づくりには、市の取組みの他、保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。お時間に無理のない範囲で差支えございませんので、ぜひ、保護者の皆さまにもご参加いただければ幸いです。事前のお申し込みは必要ありませんので、ご参加いただける場合はお近くの集合場所へ出発時刻までにお集まりください。